岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第29号

岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県産業廃棄物税条例施行規則(平成15年岩手県規則第87号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第9号(第19条関係)	様式第9号(第19条関係)
[略]	[略]
[略]	[略]
なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日まで	なお、不足税額及び加算金額は、 年 月 日まで
に同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩	に同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩
手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域	手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は広域
振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員	振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局で納付し
<u>に</u> 納付してください。	てください。
[略]	[略]
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岩手県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。